

教育時事

◇◇教員免許更新制に回転海老名固め!!◇◇

山崎雄介 (大学院教職リーダー専攻/学校教育講座)

1. 主要法改正, 政策文書

(0)政策文書等リスト

- ・山崎のサイト内「教育時事リンク集」に一連の文書へのリンクが貼ってあるので、適宜利用されたい (教育関係だからといってすべて文科省サイトで探せるわけではないので)。

(1)重要法令 (教基法「改正」2007.12, 「教育三法」「改正」2007.6) (別紙①)

①教育基本法

- ・生涯学習を含め教育目標についての詳細な規定 (第1~3条), 義務教育の理念の明確化 (第5条), 教育の場・対象に応じた規定の追加 (第7条大学, 第8条私立学校, 第10条家庭教育, 第11条幼児期の教育), 学校教育のうち, とくに義務教育についての詳細化 (第5~6条), 教育行政についての規定の変更・「教育振興基本計画」の追加 (第16~17条) などがポイント。

②学校教育法

- ・改正教基法の趣旨に沿った義務教育, 各学校段階の目標の整理, 学校階梯順の配列
→義務教育の目標 (21条), 小・中学校の目的・目標 (29 - 30条, 45 - 46条) を確認。
- ・「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」といった新たな職の設置 (37条ほか)
→既存の校長, 教頭含め, それぞれの職務内容と「上下」関係を確認。
- ・学校評価に関する法制の整備
→学教法 42条で「文科大臣の定めるところによ」る評価に基づいた教育水準の向上を努力義務として規定, 43条で学校運営にかかわる情報提供を義務として規定 (学校設置基準から昇格)。
【注意!】学教法のみ読むと, 学校評価実施が努力義務のような印象を受けるが, 学教法施行規則 66条で学校「自己評価」と結果公表を義務として, 67条で保護者等による評価 (後出「学校評価ガイドライン」の用語では「学校関係者評価」と結果公表を努力義務として規定しており, 学校「自己評価」は現在義務化されているので誤解なきよう。なお, 68条でこれらの評価の設置者への報告 (保護者等による評価は実施した場合のみ) を義務として規定している。

②地方教育行政の組織および運営に関する法律

- 教育委員定数の弾力化 (原則5名を, 都道府県・市では6名以上への増員, 町村では3名

以上までの減員を可能に。第3条)、委員に保護者を含めることを義務化(第4条)、教育長に委任不可能な事務の明確化(第26条)、教委の事務の点検・評価(第27条)、教委の法令違反、怠業等に対する文科大臣の是正要求(子どもの教育権侵害の場合、49条)、指示(生命・身体にかかわる場合、50条)などがポイント。

③教育職員免許法および教育公務員特例法

- ・教員免許更新制の導入(教免法)(→別紙②も後で読んでくれるとうれC)

「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自身と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること」を目的に導入。 **【注意!】** 一部報道等にいう「不適格教員排除」が目的ではない。

H21.4.1以降に授与された教員免許には有効期限(10年)を記載。満了前2年間に更新講習(大学等で実施)を受講・修了しなければ免許は失効(いったん失効した場合でも、更新講習受講・修了により再授与は可)。

管理職、指導主事等は受講を免除(更新手続きは必要)。また後出「指導改善研修」受講中のものは更新講習の受講資格なし。

- ・「指導改善研修」の義務化、「指導が不適切な教員」の人事管理の厳格化(教特法)
任命権者に、「指導が不適切であると認定」した教員の指導改善のための研修(「指導改善研修」)実施を義務づけ(25条の2)。期間は最大1年、特に事情がある場合は1年間以内(研修開始後計2年以内)の延長可。修了時には認定を行う。認定した結果、なお指導改善が不十分で、適切な指導が行えない者には免職等適切な措置を講ずることを義務づけ(25条の3)。 Q: こういう場合の免職を「なに免職」というのでしょうか?(この「〇〇免職」の場合も免許は失効)

(2)学習指導要領改訂の重点

①中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改正について(答申)」(2008.1)

- ・「5.学習指導要領改訂の基本的な考え方」より

(1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

→教基法(2条)、学教法(21条ほか)の教育目標の反映。具体的には、新たに「公共の精神」「生命や自然を尊重する態度」「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度」などが各教科等の関連部分に盛り込まれるとともに、後出「7.教育内容に関する主な改善事項」に反映。

→学力の重要な要素として「①基礎的・基本的な知識・技能の習得」「②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「③学習意欲・学習習慣」を強調。

Cf. 「[心身に発達に応じた体系的な教育が] 学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければ

ならない」(教基法6-2)

「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」(学教法30-2)

(2) 「生きる力」という理念の共有

→1996年中教審答申～現行学習指導要領の理念としての「生きる力」＝「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」は「知識基盤社会 (knowledge-based society)」との関連で重要性を増しており、OECDの提唱する「キー・コンピテンシー」を先取りしていたと主張。

⇔とはいえ、96年答申での「生きる力」の定義には下線部分はなく、これは後付け。また、「キー・コンピテンシー」(①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力、③自立的に行動する能力、の3つのカテゴリで能力を整理)ほどに積極的な社会参加を「生きる力」が想定しているかは多分に疑問であり、牽強附会の感はぬぐえない(山崎註→こんなことを面接等で言わないように)。

(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得

→前回改訂での厳選された内容への付加は「①社会の変化や科学技術の進展等に伴い、社会的な自立等の観点から子どもたちに指導することが必要な知識・技能」「②確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復(スパイラル)することが効果的な知識・技能」に限る。

→「社会において自立的に生きる基盤として実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能」「義務教育及びそれ以降の様々な専門分野の学習を深め、高度化していく上で共通の基盤として習得しておくことが望ましい知識・技能」などを「重点指導事項例」として例示、重点的指導、繰り返し学習などを求める(ただし学習指導要領本文には明示されておらず、今後「解説」「指導書」等で具体化されるものと思われる)。

(4) 思考力・判断力・表現力等の育成

→「① 体験から感じ取ったことを表現する」「② 事実を正確に理解し伝達する」「③ 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする」「④ 情報を分析・評価し、論述する」「⑤ 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する」「⑥ 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる」といった学習方法を例示。

→これらの力の基盤として、各教科等での言語能力育成のための活動(記録、要約、論述、説明など)の必要性を強調。

(5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

→小学校低学年で週2時間、小学校中学年～中学校で週1時間総時数増、高校は現行制度で標準時数(週30単位時間)以上も可能であるため変化なし。

(6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立

→①家庭学習も含めた学習習慣の確立のためには小学校低～中学年が重要、②「重点指導事項例」を参考に、個に応じた指導をきめ細かく行い基礎・基本の確実な定着を、③体験的学習、知識・技能を活用する教育の充実を、キャリア教育を通じた夢・あこがれを持たせる、各種検定など具体的な目標設定、④全国学力・学習状況調査など教育成果の評価にもとづき、設置者が各学校に必要な支援を、という4つの視点を提示。

(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

→①他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる(集団宿泊、職場体験など自然・社会体験の充実を含む)、②道德教育の充実・改善、③体力の向上など健やかな心身の育成(運動の習慣、心身の成長発達についての正しい知識など)

・「7.教育内容に関する主な改善事項」より

(1) 言語活動の充実

(2) 理数教育の充実

(3) 伝統や文化に関する教育の充実

→国語、芸術教科での古典重視、保健体育での武道充実など。

(4) 道德教育の充実

(5) 体験活動の充実

→小学校で「自然の中での集団宿泊活動」、中学校で「勤労観・職業観を育む職場体験活動」、高校で「奉仕体験活動や就業体験活動」の推進を提言。

(6) 小学校段階における外国語活動

(7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

(情報教育) (環境教育) (ものづくり) (キャリア教育) (食育) (安全教育) (心身の成長発達についての正しい理解) の7つを挙げる。

②幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領告示(2008.3)、高等学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領告示(2009.3)

・主な変更点

○年間総時数を小学校低学年で週2時間、中学年～中学校で週1時間分ずつ増加。「総合的な学習の時間」時数減とあわせ、小学校では国・算・数・理・体、中学校ではこれに加え外の時数・内容増。

○小学校高学年に「外国語活動」新設(週1時間)。「外国語を通じて、言語や文化に

ついて体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことが目標。

- 「総合的な学習の時間」についての叙述を総則から第5章(小)、第4章(中)に(ただし、「総合」の内容が特活の「学校行事」の目的を充足する場合には前者を後者に読み替えてよい旨の叙述が総則に新出)。
- 道徳教育について、「道徳の時間」を「要」としつつ、すべての教科・領域でその内容・特質に応じて学習指導要領「道徳」の内容を教えるべきことを各章の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に記載。また道徳の時間では、各学年で内容項目をすべて教えるよう規定。新設の「道徳教育推進教師」を中心に、道徳教育の全体計画と年間計画を必ず作成するよう規定(家庭・地域との連携、他教科・領域地の関連も明示)。高校でも、全体計画作成が義務化。
- 高校普通教育教科の科目構成の変化。外国語(英語)については、授業を英語で行うことを原則に。

(3)その他の政策文書

①中央教育審議会「[子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について\(答申\)](#)」(2008.1)(別紙③)

②中央教育審議会「[新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～\(答申\)](#)」(2008.2)(別紙④)

③中央教育審議会「[教育振興基本計画について\(答申\)](#)」(2008.4)(別紙⑤)
[教育振興基本計画本体](#) [概要①](#) [概要②](#)

【教育再生懇談会関係】

④[これまでの審議のまとめ—第一次報告—](#)(2008.5.26)

「1. 子供を有害情報から守る」「2. 若い保護者の子育てを支える」「3. 『留学生30万人計画』に国家戦略として取り組む」「4. 英語教育を抜本的に見直す」「5. 実践的な環境教育に取り組む」「6. 学校の耐震化を早急に進める」の6点にわたり提言。1については、必要のない限り小中学生に携帯電話を持たせない、持たせる場合は通話機能等に限定したものを、フィルタリングの利用促進などを提言。4については、すべての学校段階での英語教育強化、小学校については3年生以上での必修化早期実現をめざし、モデル校の設置・研究支援を促進、教員採用における受験者のTOEFL、TOEIC成績等の考慮などを提言。5については、外部の団体等との連携、自然体験・農山漁村体験の推進、「もったいない」「足りるを知る」といった精神の教育、環境教育の要として「持続可能な発展のための教育(ESD, Education for Sustainable Development)」に日本が先頭に立って取り組む、学校もCO₂排出削減に取り組む、などの提言。

⑤教科書の充実に関する提言（第二次報告）（2008.12.18）

「教科書充実の方向性」として「(1)自学自習にも適した丁寧な記述，練習問題や文章量の充実」「(2)発展学習，補充学習に関する記述の充実，教科書観の転換」「(3)実生活や実社会との関連など興味，意欲を高める記述の充実」「(4)豊かな情操や道徳心の育成などに資する題材の充実」，「教科書の充実のための条件整備」として「(1)発展・補充学習の分量制限の撤廃など教科書検定の審査基準等の見直し」「(2)教科書の充実に見合う教科書予算の充実」「(3)教科書採択の在り方」「(4)教科書発行者・執筆者の意識改革」「(5)教科書研究体制の強化など」を提言。

⑥これまでの審議のまとめ—第三次報告—（2009.2.9）

「Ⅰ．携帯電話利用の在り方について」「Ⅱ．大学全入時代の教育の在り方について」「Ⅲ．教育委員会の在り方について」の3点にわたり提言。Ⅰについては，「第1次報告の方向でのとりくみの推進」「保護者・子どもへの情報リテラシー教育の充実」を視点に，「必要のない限り小中学生に携帯電話を持たせないための取組」「通話機能などに限定した携帯電話の普及のための取組」「フィルタリングサービス利用促進のための取組」を提言。Ⅲについては，「首長，教育委員，教育長の間で過度の相互抑制が働き，教育行政に関する責任の所在が不明確である」「教育委員が非常勤・兼業であることから名誉職になりやすく，事務局の追認機関と化している」との問題意識のもと，教育委員の職責の明確化，人事の透明化，首長の積極的な関与（←H 下のようなクソ知事にもっとデカイ面をさせると？——山崎註），教育行政の他の行政分野との連携などを提言。

2. 教育問題，各種調査結果

(1)特別支援教育

→07年4月の通知「[特別支援教育の推進について](#)」と，普通学級での特別支援教育の対象となる障がいの定義（2005年中教審答申「[特別支援教育を推進～](#)」参考資料）を再確認のこと。

(2)いじめ他問題行動

- ・年1回行われる「[児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査](#)」は要チェック。平成18年度調査は，とくに「いじめ」について定義を改めたことにより件数が前年から激増して話題になった（なお，H18はいじめの「認知」件数，H17以前は「発生」件数を調査）。現在最新のH19年調査の特徴は以下。
 - ①**暴力行為**について，「発生件数は約5万3千件と，小・中・高等学校すべての学校種で，調査開始以来，過去最高の件数」。「暴力行為等により関係機関等で何らかの措置が取られた件数」の高校分を除きほぼすべての指標で件数増加。
 - ②**いじめ**について，「いじめの認知件数は約10万1千件と，前年度（約12万5千件）より約2万4千件減少しているが，依然として相当数に上る」。いじめ発見のきっかけ，いじめられた児童生徒が誰に相談するかなど別紙⑧参照。

*H18調査以降の「いじめ」の定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

※H17以前の調査での「いじめ」の定義

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

③出席停止について、全体の件数が減少する一方、いじめを理由とするものが前年度0件に対し、H19調査では2件計上された。

- ・現段階での問題行動にかかわる文科省の「公式見解」として、[「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」](#)（2007.2）は別紙資料含め必読。とくに出席停止に対する考え方、懲戒として教室外に出すことができる場合（従来は一切禁止）の条件、体罰についての考え方などが重要。また、[「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」](#)（2006.6）も一読を。

- ・ネットいじめ、子どもの携帯利用などについては以下の調査・通知を参照。

[「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」](#) 2008.3

[「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」](#) 2008.7

（別紙⑥）→現段階での文科省の公式見解

(3)体力・運動能力

- ・[「平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」](#)結果の概要は別紙⑦。

3. その他、時事問題以外での教職教養

- ・頻出分野としての法律関係については、教員の服務関係（教特法、地方公務員法）など従来からのものも含め再確認。問題集などでのつぎはぎ的学习でなく、できれば教育法関係の概説書（価格、アップデートの頻度などから、福本みちよ『教育法規の要点』酒井書店、あたりが手頃かと）でまとまって学習を。

- ・ここ2年ほどの出題傾向の変化

教育心理学関係が「心理テスト」「学説」と2年連続で出題。

- ・「ご当地もの」

2次対策も含め、県教委サイトで県としての教育方針はおさえておくこと（ex. 群馬県教育振興基本計画。 [概要](#) [全体](#)）。